

# 事業場排水監視に係る基準超過事例について (2023年度)

朝見 将太

## Cases of exceeding standards in effluents monitoring (2023)

Shota Asami

Key Words : 事業場排水effluents

### はじめに

本県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設（指定地域特定施設を含む）を設置している工場又は事業場（以下、「事業場」という）の排水監視を実施している。2023年度の特定期間排水監視計画に基づいて当センターに搬入された検体の測定結果について報告する。

### 方法

「環境庁告示第64号」に規定された方法で測定を行った。日平均排水量50m<sup>3</sup>未満の事業場についてはpHを、50m<sup>3</sup>以上の事業場については一般項目（pH、BOD（海域湖沼以外の公共用水域に排出する事業場）、COD、SS）を必ず測定。その他項目については、事業場ごとに異なる。

### 結果

実施件数は193件（1130成分）、うち基準超過数は11件（13成分）であった。地区ごとの測定結果については表1、基準超過の詳細については表2のとおりである。

基準について、一律排水基準とは国が定める全国一律の基準、上乘せ排水基準とは、一律排水基準だけでは水質汚濁の防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準である。

#### 1 東部地区

27事業場29件の事業場排水について測定を行い、2件で基準超過であった。特定施設の内訳は洗たく業1件（pH）、し尿処理施設1件（pH）。

#### 2 国東地区

4事業場6件の事業場排水について測定を行い、す

べて基準未満であった。

#### 3 中部地区

13事業場15件の事業場排水について測定を行い、水産食料品製造業1件（SS、燐含有量）で基準超過であった。

#### 4 由布地区

20事業場22件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

#### 5 南部地区

11事業場14件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

#### 6 豊肥地区

26事業場32件の事業場排水について測定を行い、2件で規準超過であった。特定施設の内訳は指定地域特定施設1件（pH）、畜産農業1件（pH）。

#### 7 西部地区

37事業場39件の事業場排水について測定を行い、4件で基準超過であった。特定施設の内訳は旅館業3件（いずれもpH）、飲食店1件（BOD、窒素含有量）。

#### 8 北部地区

25事業場30件の事業場排水について測定を行い2件で基準超過であった。特定施設の内訳は畜産農業1件（COD）、し尿処理施設1件（pH）。

#### 9 高田地区

6事業場6件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

表1

	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	合計
事業場数	27	4	13	20	11	26	37	25	6	169
実施件数	29	6	15	22	14	32	39	30	6	193
実施成分数										
水素イオン濃度(25°C)	29	6	15	22	14	32	39	30	6	193
生物化学的酸素要求量(BOD)							37			37
化学的酸素要求量(COD)	25	5	15	21	14	31	37	25	6	179
浮遊物質量	25	5	15	21	14	31	37	25	6	179
窒素含有量	25	5	15	21	13	28	37	25	6	175
磷含有量	25	5	15	21	13	28	37	25	6	175
カドミウム及びその化合物			1			4	2	4	3	14
シアン化合物			1				1	2	3	7
有機磷化合物										0
鉛及びその化合物			1			4	2	9	2	18
六価クロム化合物		1	1	1			2	5	3	13
砒素及びその化合物			1		1	4	1	1	3	11
水銀及びアルキル水銀			1			1		1	3	6
その他の水銀化合物										
アルキル水銀化合物								1		1
ポリ塩化ビフェニル										0
トリクロロエチレン			1					2	1	4
テトラクロロエチレン			1					2	2	5
ジクロロメタン			1					4	2	7
四塩化炭素			1				1	3	1	6
1, 2-ジクロロエタン	1		1					3		5
1, 1-ジクロロエチレン										0
シス-1, 2-ジクロロエチレン										0
1, 1, 1-トリクロロエタン			1				1			2
1, 1, 2-トリクロロエタン										0
1, 3-ジクロロプロペン										0
チウラム			1				1	2		4
シマジン										0
チオベンカルブ										0
ベンゼン			1					1		2
セレン及びその化合物			1							1
ほう素及びその化合物	1	1	1					2		5
ふっ素及びその化合物	2	1						7		10
アンモニア、アンモニウム化合物、			4			16	16	8		44
1, 4-ジオキサン										0
銅含有量			1			3	1	4		9
亜鉛含有量			1			3	3	4		11
溶解鉄含有量			1			3	1			5
溶解マンガン含有量							1			1
クロム含有量 (T-Cr)							1			1
合計	133	29	98	107	69	188	258	194	54	1130
基準超過数	2		2			2	5	2		13

表2

	特定施設の種類の種類	項目	測定結果 (基準)	規定
東部	67 洗たく業	pH	9.1 (5.8-8.6)	一律排水基準
東部	72 し尿処理施設	pH	5.7 (5.8-8.6)	一律排水基準
中部	3 水産食料品製造業	SS	230 mg/L (45 mg/L)	上乘せ排水基準
中部	3 水産食料品製造業	燐含有量	43 mg/L (16 mg/L)	一律排水基準
豊肥	指定地域特定施設	pH	4.2 (5.8-8.6)	一律排水基準
豊肥	1の2 畜産農業 71の2 科学技術に関する研究・試験・検査を行う事	pH	9.0 (5.8-8.6)	一律排水基準
西部	66の3 旅館業	pH	5.2 (5.8-8.6)	一律排水基準
西部	66の3 旅館業	pH	5.5 (5.8-8.6)	一律排水基準
西部	66の3 旅館業	pH	5.7 (5.8-8.6)	一律排水基準
西部	66の6飲食店 72 し尿処理施設	BOD	170 mg/L (160 mg/L)	一律排水基準
西部	66の6飲食店 72 し尿処理施設	窒素含有量	140 mg/L (120 mg/L)	一律排水基準
北部	1の2 畜産農業	COD	96 mg/L (60 mg/L)	上乘せ排水基準
北部	72 し尿処理施設	pH	5.5 (5.8-8.6)	一律排水基準

